

【学校施設目的外使用のご案内】

学校施設目的外使用は、学校の施設を社会教育その他公共のために利用可能とするものです。

つきましては、柏市立学校施設目的外使用規則第4条（使用者の義務）記載の「(3) その他委員会が必要と認める事項」として、以下の事項を守っていただきますようお願いいたします。

1 使用まで

- (1) 営利を目的とした使用はできません。
- (2) 学校があらかじめ指定する使用休止日は使用できません。
また、都合により緊急に使用を中止する場合があります。
- (3) 年間を通じて利用回数が多い団体には、他の団体の使用機会を確保するため、使用を中止していただくことがあります。
- (4) 夜間の使用許可は午後9時までとします（※1）。
（※1）学校施設開放事業と同一の時刻です
- (5) 駐車場を使用する場合は事前に学校に確認し、場所等の指示を受けるとともに、利用者への周知を図ってください。
- (6) 申請内容と異なる目的で使用したり、使用許可を他者に譲渡（転貸）したりした場合は、許可を取消します。
なお、予定していた使用を中止する場合は、事前に学校に連絡してください。

2 使用中

- (1) 使用許可を受けた場所以外には立ち入らないでください。
- (2) 支柱等の備品及びゴール等の設備は丁寧に使用してください。
- (3) ボール等の用具は使用団体で用意してください。
- (4) 使用中は不要箇所の消灯等、節電・節水に努めてください。
- (5) 活動時の水分補給以外の飲食は原則的に禁止します。
- (6) 施設の内外を問わず、学校の敷地内は全て禁煙です。
学校周辺の路上喫煙も控えてください。
- (7) 学校施設内に動物（ペット）を入れることはできません。

3 使用後

- (1) 使用時間を厳守してください。

例えば、夜 9 時まで使用する場合、9 時に活動を終了するのではなく、この時刻には後片付け・清掃を終えて、学校施設からの退出・施錠を完了してください（※2）。

（※2）学校周辺にお住まいの方々から理解を頂くため、厳守してください。

- (2) ゴミは持ち帰ってください。

- (3) 特に夜間は、校地内や学校付近に留まらず、速やかな帰宅をお願いします。

4 その他

- (1) 物品を破損等した場合は、速やかに学校に報告してください。

破損等の原因が、使用者が注意義務を怠った結果である場合は、必ず弁償（原状回復）してください。

- (2) 使用中の怪我・事故等（同伴の乳幼児・児童・生徒等を含む）については、学校側の施設管理に重大な瑕疵のある場合を除いて、使用者（団体）がその責任を負うものとします。

- (3) 以上に定めのない事項については、学校施設の管理者である教育委員会及び学校の指示に従ってください。

この利用申請を希望する場合は、申請方法等を御案内いたしますので、下記担当者まで御連絡ください。

【担当】 事務室 櫻井 （04-7132-3460）

受付時間 平日 8:30～17:00